

# 防衛問題セミナー

テロに立ち向かう自衛隊 9.11テロから6年。国際社会における責任を果たすために

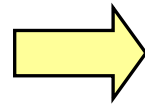
## 「テロとの闘い」と自衛隊の活動

防衛省

平成19年12月

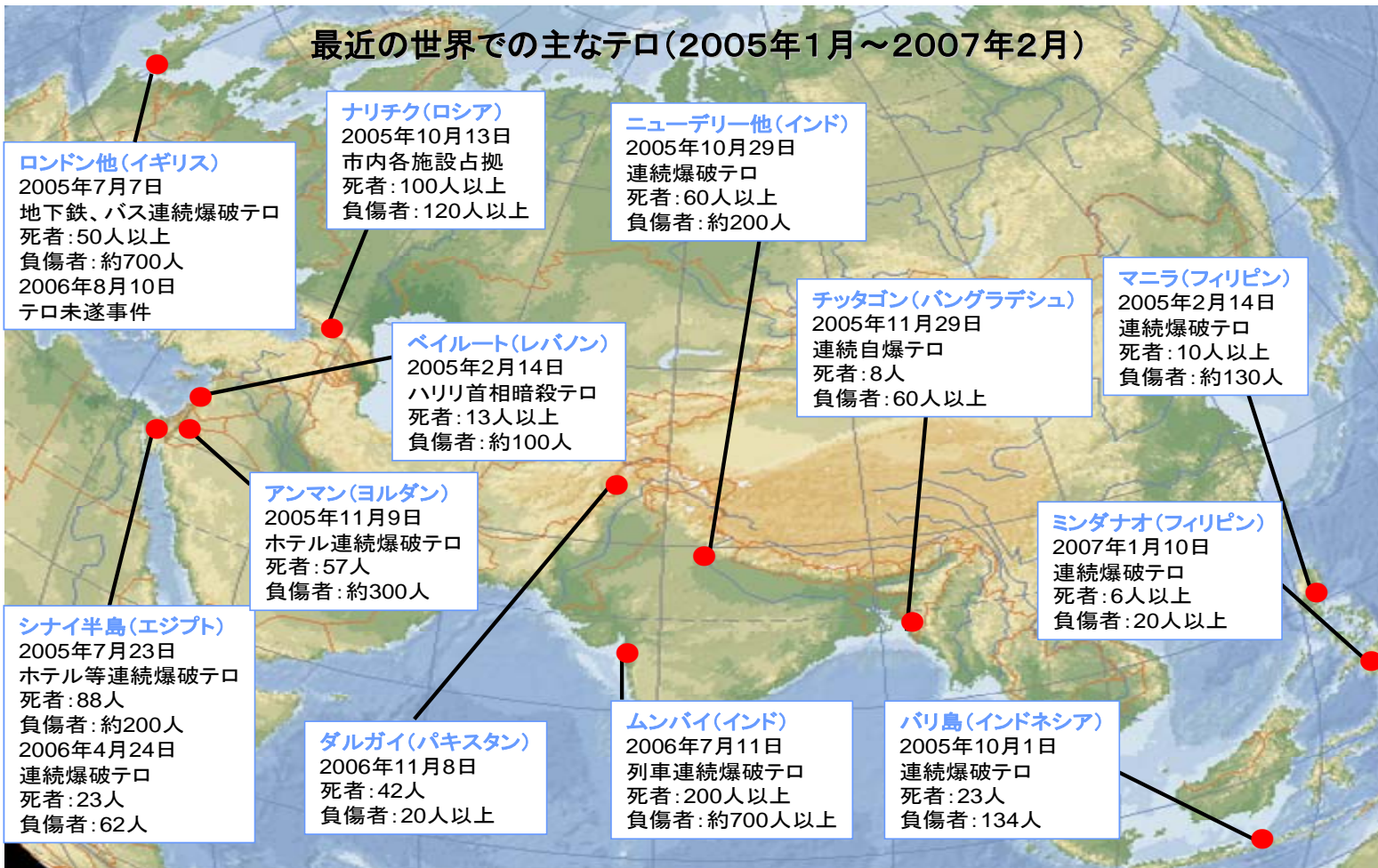
# 世界に広がるテロの脅威

世界各地では国際テロが頻発  
実態の把握が困難



「テロとの闘い」 国際社会の最重要課題  
長期にわたる困難な闘い

最近の世界での主なテロ(2005年1月～2007年2月)



アメリカ(2001年9月)  
同時多発テロ



英国(2005年7月)  
ロンドン同時爆破テロ

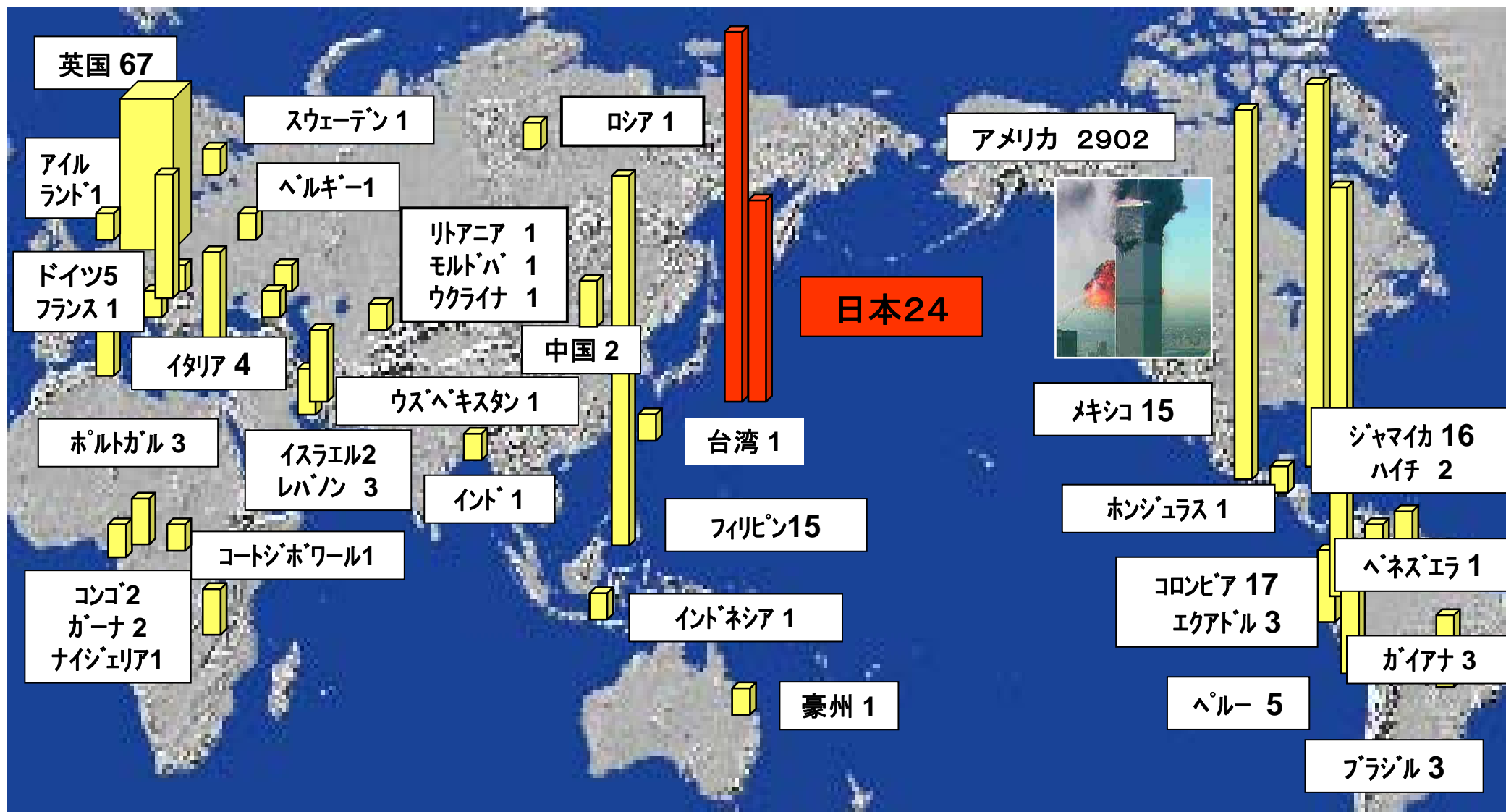


スペイン(2004年3月)  
列車同時爆破テロ

※イラク、アフガンは除く

# 米国同時多発テロ事件における犠牲者(国籍別)

<アル・カイダによる2001年米国同時多発テロでは約3000人が犠牲(日本人24人)>



## 米国同時多発テロを受けた安保理の意思決定とテロ対策特措法

### 米国同時多発テロ発生「翌日」 安保理決議1368を全会一致で採択

- 米国同時多発テロは、国際の平和及び安全に対する脅威であると認定
- 国際社会に対し、テロ行為を防止・抑止するための一層の努力を要請



テロ対策特措法(2001年11月)

- 国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取り組みに積極的かつ主体的に寄与し、我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的

- 安保理決議を踏まえた、国際社会が連帯した取り組み
- テロとの闘いのためのものであり、イラクに対する武力行使が始まる以前から支援



# 国際社会による取り組み

## アフガンを再びテロの温床としないための国際的な努力

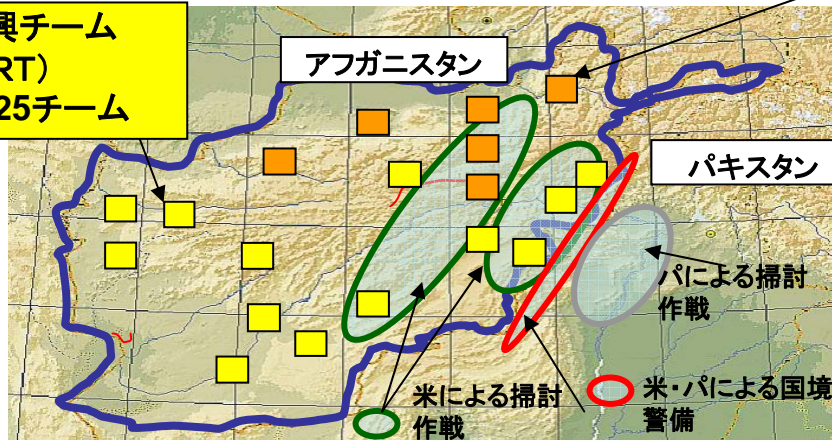
国際社会はタリバンやアル・カイダ等の掃討作戦等軍事的な活動のほか、テロ資金対策、航空保安、出入国管理、税関、治安など、**広範な分野において活動を継続・拡大**

### 陸上での活動

アフガン及び周辺地域には**40カ国以上**が部隊を派遣  
各国は、国境警備、空域監視、陸上での掃討作戦など**様々なテロを取り締まる活動を実施**

#### アフガニスタン陸上作戦のイメージ

地方復興チーム  
(PRT)  
27カ国、25チーム



NATO等による  
国際治安支援部隊 (ISAF)  
(02年4月) 20カ国、約5千人  
↓  
(07年10月) 38カ国、約4万1千人

多国籍軍による「不朽の自由」作戦 (OEF) としてアフガニスタンに部隊等を派遣している国:

24カ国

NATO加盟国 (全26カ国) の他、豪、NZ、韓国、スウェーデン、フィンランド、スイス、モンゴル等が部隊を派遣

## 主要8カ国(G8)のアフガニスタン及びその周辺での活動状況

	不朽の自由作戦 (OEF)	国際治安支援部隊 (ISAF)	地方復興チーム (PRT)	海上阻止活動 (OEF-MIO)
	アフガニスタンの治安の 回復・維持のための活動	治安維持におけるアフ ガニスタン政府支援	治安環境改善等を目的 とした復興支援活動等	テロリストの海上移動を防ぐた めの一種の国際的な検査活動
米	○	○	○	○[2] (カッコ内は給油活動 を行う補給艦派遣数)
英	○	○	○	○[1]
仏	○	○	○	○
加	○	○	○	○ ※11月1日出国
独	×	○	○	○
伊	×	○	○	※06年12月まで参加
日	×	×	×	× ※07年11月1日まで 補給活動等を実施
露	×	×	×	×

## その他の国々の参加状況の例

	不朽の自由作戦 (OEF)	国際治安支援部隊 (ISAF)	地方復興チーム (PRT)	海上阻止活動 (OEF-MIO)
韓国	○	×	○	×
ニュージーランド	○	○	○	※再派遣予定
オーストラリア	×	○	○	×
スイス スウェーデン フィンランド	×	○	○	×
中国	×	×	×	×

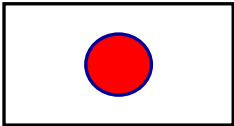
# 各国の海上での活動

## 海上での活動に参加する各国



①武器の流入の阻止、②麻薬売買による資金流入の阻止、③テロリスト入国の抑止

海上で取締り(無線照会、立入検査)、それを阻止

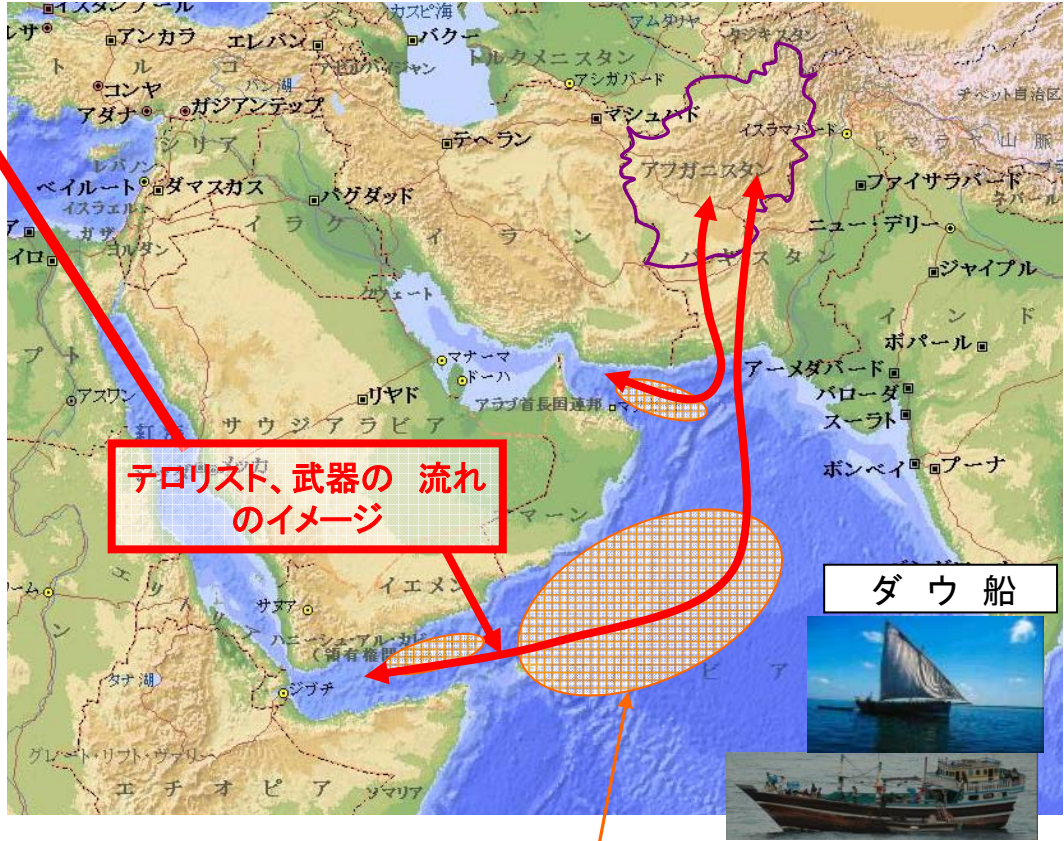


日本は、各国の艦船に燃料、水を補給して支援

OEF-MIO参加国数及び隻数の推移

04年3月	米艦船3隻	米国以外(7カ国)12隻	合計15隻
05年3月	米艦船7隻	米国以外(6カ国)11隻	合計18隻
06年3月	米艦船5隻	米国以外(9カ国)11隻	合計16隻
07年3月	米艦船8隻	米国以外(5カ国)9隻	合計17隻

## インド洋海上阻止活動のイメージ



主な補給ポイント



# 中東からの原油輸入の現状

日本の原油輸入量: 24,519万kl/年  
(約67万kl/日)  
(2005年)

中東から9割

ホルムズ海峡を一日平均  
**3.5隻**の日本関連油タンカーが航行(注1)

ペルシャ湾から輸出される石油の  
約1/4は日本向け(注3)



中東から日本に至る海上にタンカーが往復で**90隻**常に列をなしているイメージ(注2)

注1: 2006年のホルムズ海峡通過油タンカーの実態調査(石油連盟)調べによれば、ペルシャ湾から日本に航行するタンカーは633隻/年

注2: 日本までの航海所要日数25日として計算

注3: IEA World Energy Outlook 2004 によれば、ホルムズ海峡の石油通航量は約240万KL/日

# 海上阻止活動における洋上補給の意義

**海上阻止活動**：広範な海域での常時監視が前提。⇨ そのためには洋上補給が不可欠

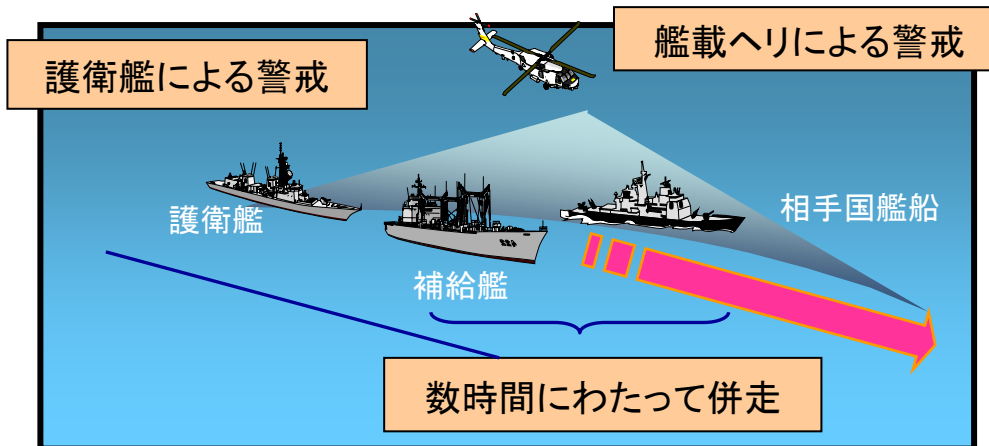
**洋上補給**：高い技術と能力が必要。洋上補給を長期間・安定的に実施できる国は限定

## 海自の活動

補給艦(1隻)と護衛艦(1隻)を派遣。

これは海上阻止活動に参加する補給艦のうち、約4分の1に相当。

海自による洋上補給は各国の海上阻止活動の重要な基盤  
特にイスラム国パキстанは海上自衛隊の補給にほぼ100%依存していた。



# 自衛隊の活動状況及び実績

OEF-MIOを実施する各国艦艇に対し、海自はテロ特措法に基づく補給を実施  
平成13年12月～平成19年10月

## 実績と経費

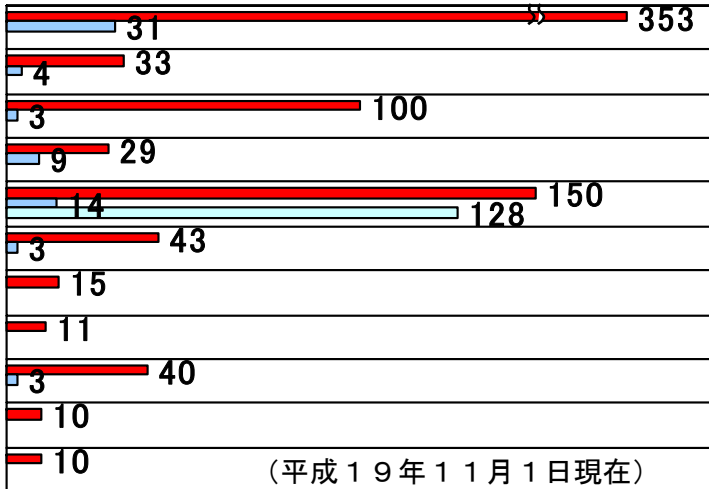
(平成19年11月1日現在)

艦船用燃料	794回	約49万KL	約224億円
艦艇搭載ヘリコプター用燃料	67回	約990KL	約5,800万円
水	128回	約6,930t	約768万円
平成19年11月現在までの経費 <b>約225億円</b> ※ (参考: 湾岸戦争時の日本の支援約141億ドル(約1兆8300億円))			

※ 数値は現時点における概算・速報値であり、レート等により変わります。

## 国別の補給支援実績(回数)

- アメリカ 
- イギリス 
- フランス 
- ドイツ 
- パキスタン 
- カナダ 
- ニュージーランド 
- オランダ 
- イタリア 
- スペイン 
- ギリシャ 



(平成19年11月1日現在)

■ 艦船用燃料 □ 艦艇搭載ヘリコプター用燃料 □ 水

赤字: 現在のOEF-MIO参加国(平成19年11月現在) (ニュージーランドは再派遣予定)

## 空自輸送機による空輸活動

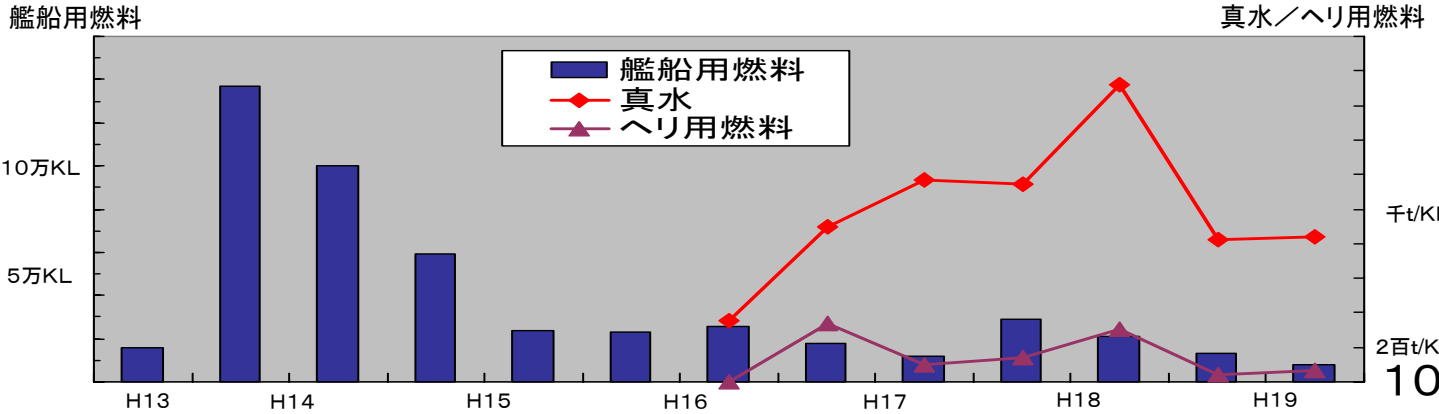
空自部隊はH13年11月以降、在日米軍基地間の国内輸送とグアム方面への国外輸送を実施  
累計の空輸実績 計381回、3395.9t

## 年度別補給実績

年度	数量	回数
13年度	約119,000KL	58回
14年度	約175,000KL	130回
15年度	約53,000KL	168回
16年度	約51,000KL	146回
17年度	約27,000KL	102回
18年度	約48,000KL	136回
19年度	約14,000KL	54回

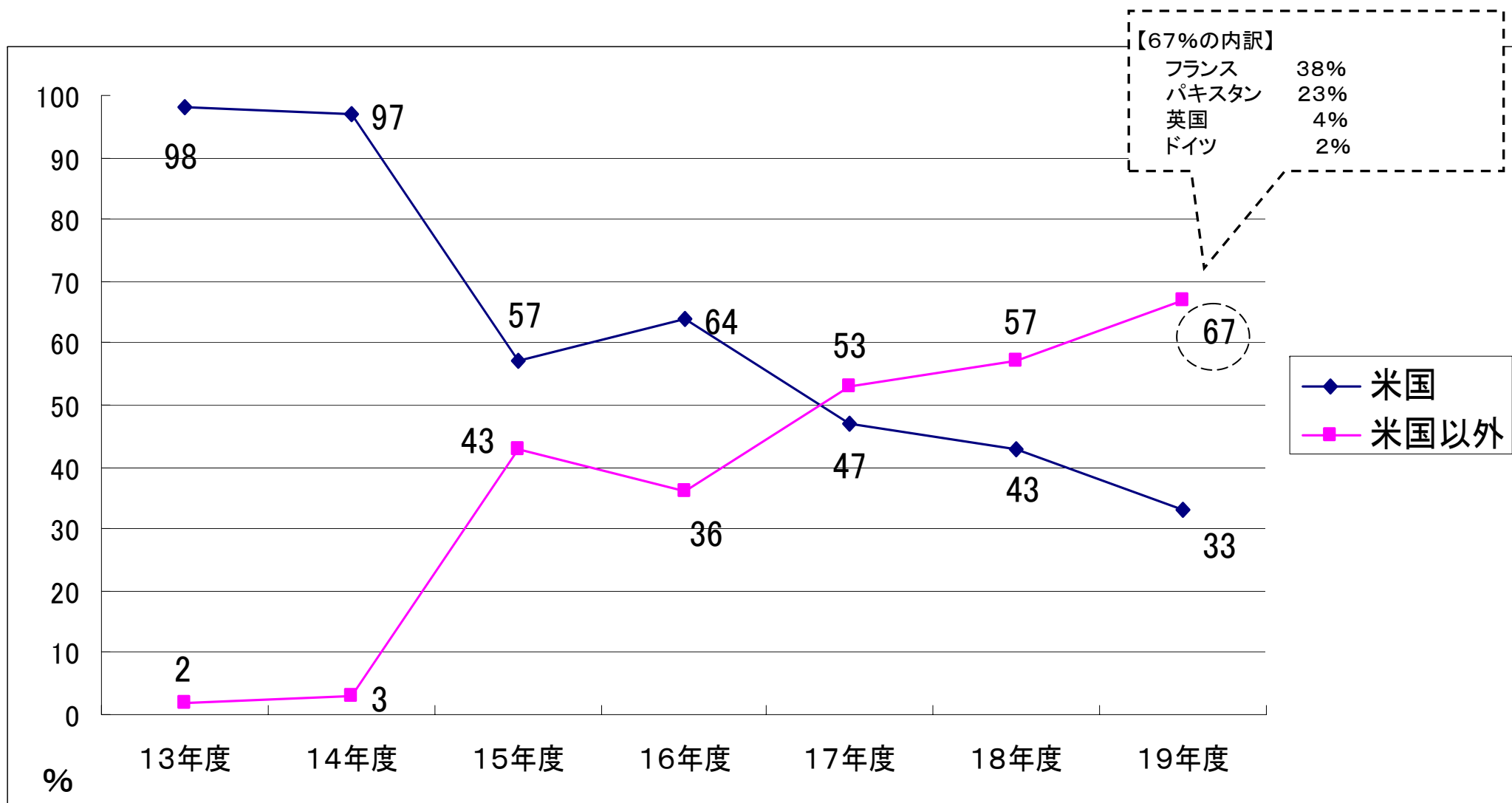
※数量は、会計(経費)上の数値である。

## 半年毎の補給実績の推移



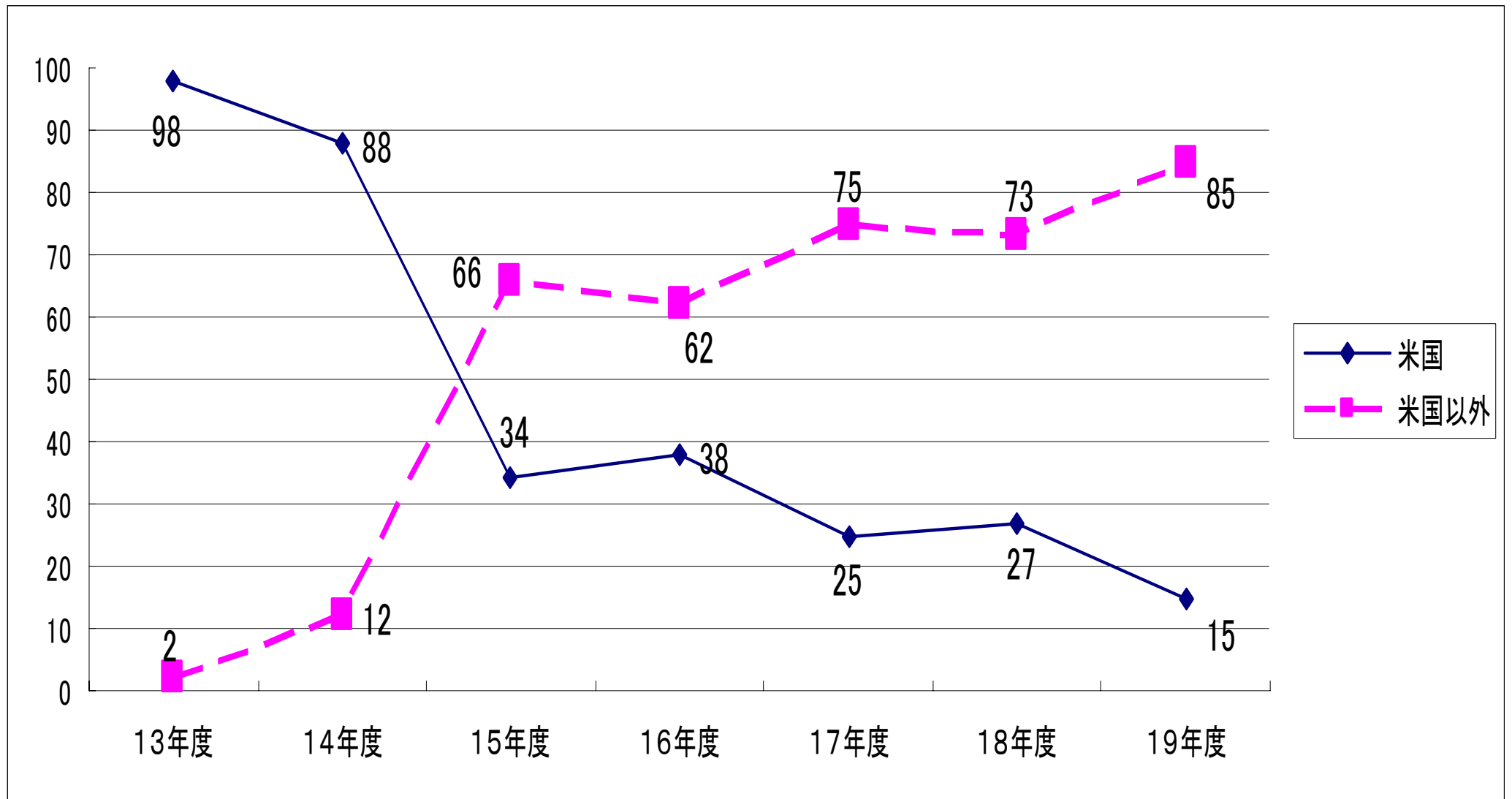
## 最近の補給回数は毎月10回前後で推移

# 艦船用燃料補給量の比率の推移



(平成19年11月1日現在)

## 艦船用燃料補給回数<sup>①</sup>の比率の推移



(平成19年11月1日現在)

## 海上阻止活動における具体例

年月日	状況の概要	具体的成果
14.7	カナダ駆逐艦ALGONQUINが、カナダ軍哨戒機及びフランス軍艦艇と連携し、乗船検査を実施した結果、アル・カイダ構成員と疑われる者4名を拘束し、米軍に引き渡した。	アル・カイダ構成員と疑われる者4名拘束
14.10.3	カナダ・フリゲートMONTREALが、イラクに向かっていた貨物船に対して乗船検査した結果、イラクに対する国連安保理決議に違反すると思われる物資(5隻の警備艇を含む)を発見。	
14.12	スペイン海軍がインド洋において国旗を掲げずに航行している「So-San」号を検査し、船内からスカッド・ミサイル、弾頭、硝酸燃料等を発見、米軍に引き渡した。(その後、イエメンから「当該武器はイエメンが北朝鮮から購入した武器であり、同船の解放を求める」との要求があり、米国はこれを受け入れた。)	
15.12.15	米駆逐艦USS Decaturがダウ船に乗船検査を実施。末端価格1千万ドル相当の大麻を発見、押収し、乗組員12名を拘束。	乗組員12名拘束 大麻(末端価格1千万ドル相当)
15.12.20	ニュージーランド哨戒機P-3Kが発見した2隻のダウ船に対し、米巡洋艦USS Philippine Seaが乗船検査を実施。ヘロイン95ポンド、覚醒剤50ないし100ポンドを発見、押収し、乗組員21名を拘留。12月15日分と併せて拘束した33名のうち、10名はアル・カイダへの関与の疑いあり。	乗組員21名拘束 ヘロイン95ポンド、覚醒剤50ないし100ポンド
16.1.1	上記10名の尋問等に基づき、米軍艦艇他が乗船検査を実施。大麻約2,800ポンド(末端価格1100万ドル相当)を発見、押収し、乗組員15名を拘束(アル・カイダその他のテロリストグループとの関係について疑いあり。)	乗組員15名拘束 大麻約2,800ポンド(末端価格1100万ドル相当)
16.2.1	仏駆逐艦FS MONTCALMが、哨戒機からの情報を得て、ダウ船に対する乗船検査を実施し、武器を発見。	小銃(AK-47)、携帯対戦車ロケット(RPG-7)等



押収した武器(16.5.7)



乗船検査をしたダウ船(17.5.20)



押収した麻薬(17.5.20)

これらの例は、海上阻止活動の参加国による作戦の円滑な遂行や作戦参加者の安全を確保する必要があるとの制約の中で、関係国と調整を行い、現時点で公表可能なものを整理・取り纏めたもの。

## 海上阻止活動における具体例

年月日	状況の概要	具体的成果
16.3.21	米巡洋艦USS LEYTE GULFが哨戒機からの情報を得て、ダウ船に対する乗船検査を実施し、麻薬を発見。乗員のうち1名は、アル・カイダとの関連の疑いがあることから、更なる取り調べのため拘留された。	麻薬4,800ポンド、アル・カイダとの関連の疑いがある乗員1名拘留
16.5.7	米駆逐艦USS McFaulが立入検査をした船舶から多数の武器を発見・押収。7人の乗員を拘束。	乗組員7名拘束、武器(AK-47×535丁、同弾倉×1239、RPK×7丁、同弾薬12000発、14.5mm機銃×2丁、同弾薬84発)
16.9.25	乗船検査を行った独フリゲートFGS Rheinland Pfalzは、人員の負傷や船舶の損傷が認められ、中からイラン、イエメン等の大量の通貨が発見された。	イランやイエメン等の通貨
17.3.6	米巡洋艦USS Bunker Hillがダウ船に対し乗船検査したところ、燃料タンク内に隠されていた大麻(Hashish) 約6,000ポンドを発見	乗組員3名が大麻取引に関与 大麻(Hashish) 約6,000ポンドを押収
17.5.20	米フリゲートUSS KAUFMANがダウ船に対し乗船検査したところ、大麻(Hashish)約4,200ポンドを発見。	大麻(Hashish) 約4,200ポンドを押収
17.6.4	仏海軍が2.1トンの大麻を押収	大麻2.1トンを押収
18.9-19.3	カナダ・フリゲートOTTAWAが、4隻の船に乗船検査を行った結果、不審な書類が発見された。	
時期は明らかにされず	カナダ・フリゲートWINNIPEGが、アル・カイダ構成員と疑われる者を拘束。	アル・カイダ構成員と疑われる者を拘束
時期は明らかにされず	カナダ駆逐艦ALGONQUINの乗船隊が、アル・カイダ構成員と疑われる被疑者を確保し、米軍に引き渡した。	アル・カイダ構成員と疑われる被疑者を確保



カナダ軍フリゲートOTTAWAが乗船検査したダウ船(18.11)

これらの例は、海上阻止活動の参加国による作戦の円滑な遂行や作戦参加者の安全を確保する必要があるとの制約の中で、関係国と調整を行い、現時点で公表可能なものを整理・取り纏めたもの。

# 日本の協力支援活動に対する評価・感謝の言葉



アフガニスタン

➤**アハディ財務大臣**  
日本が果たしている役割を高く評価しており、インド洋における補給支援を含む各種活動が継続されることを期待している。  
(平成19年11月19日、高村外務大臣との会談)

➤**アミン駐日大使**  
活動の継続を希望していたので残念に思う。タリバンやアル・カーイダとのテロとの闘いにおいてとても貢献した。  
(平成19年11月2日、毎日新聞との会見)

➤**カルザイ大統領**  
日本の支援に感謝。日本のインド洋における補給活動は大変有意義である。是非給油活動を継続していただきたい。  
(平成19年9月22日、町村外務大臣との会談)



オーストラリア

➤**ダウナー外相**  
多国籍軍活動を支援する日本の給油活動が急遽停止したことを懸念している。日本は、大きな勇気、固い決意、そして実際の成果をもってその役割を果たしてきた。日本と引き続き協力することを期待。  
(平成19年11月1日、メディアリリース)



カナダ

➤**ハーバー首相**  
日本の補給活動に対する謝意を表明。  
(平成19年11月16日、福田総理との電話会談)

➤**ベルニエ外務大臣**  
インド洋上の給油活動を含む日本の取組への謝意及び活動継続への期待を表明。  
(平成19年9月6日、町村外務大臣との会談)



フランス

➤**クシュネール外務大臣**  
日本の海上自衛隊による洋上補給活動を高く評価。今後とも日仏を含む国際社会が一致してテロとの闘いに取り組んでいくことが必要、日本による海上補給活動が継続されることを期待している。  
(平成19年9月23日、町村外務大臣との会談)



ドイツ

➤**メルケル首相**  
補給活動継続に向けた貴総理の取組を高く評価する。  
(平成19年10月24日、福田総理との電話会談)



キルギス

➤**バキーエフ大統領**  
日本の海上自衛隊によるインド洋での給油活動を高く評価。  
(平成19年11月14日、福田総理との会談における共同声明)



ニュージーランド

➤**クラーク首相**  
我々にとって(日本の給油活動は)有益であり、適切な政策だったと高く評価している。  
(平成19年10月31日、読売新聞との会見)



パキスタン

➤**ハシャーム准将**  
貴国による補給活動が中断し、代替の補給艦を確保することも難しく、有志連合軍内で各種調整に苦慮している。  
(平成19年11月7日)

➤**サディク外務報道官**  
パキスタン海軍に対してなされた支援を評価。日本の参加の一時停止は、継続中の活動に否定的な影響を与えよう。日本が早期にCOEF-MIOにおける重要な役割を再開することができることを希望する。  
(平成19年11月2日、プレスリリース)

➤**ムシャラフ大統領**  
日本の補給活動はテロ対策活動を継続する上で不可欠。  
(平成19年8月22日、小池防衛大臣との会談)



フィリピン

➤**ロムロ外務長官**  
日本が法律に従って行っている貢献を支持している。  
(平成19年9月7日、町村外務大臣との会談)



サウジアラビア

➤**バンドル国家安全保障会議事務局長**  
テロリズムに立ち向かう国際的の同盟を支援するため貴国が傾注されている積極的で偉大な努力に対するサウジアラビア王国の真摯な評価の意を表明する。  
(平成19年10月22日、福田総理宛書簡)



シンガポール

➤**ジョージ・ヨー外相**  
テロとの闘いについて、日本が法律の枠内で最大限の努力をされていることを支持しており、日本の取組を支持する。  
(平成19年9月4日、町村外務大臣との会談)



トルコ

➤**ババジャン外相**  
日本の貢献、支援を評価している。国際社会の一致した努力が重要。  
(平成19年11月2日、小野寺副大臣との会談)



アラブ首長国連邦

➤**アブダッラー外相**  
(日本のアラブ湾への自衛隊艦隊派遣に言及しつつ)テロ対策における日本の努力及び貢献を賞賛する。地域の平和と安定における日本の努力の重要性、及びテロ対策及び世界の平和と安定に向けた国際的な努力への日本の支援を強調。  
(平成19年11月15日、当地報道)



英国

➤**マロックブラウン外務担当大臣**  
海上自衛隊の貢献が、テロリストの移動阻止に役立つと共に、アフガニスタン再建を支援する国際社会の努力の重要な一部となっていると考えており、高く評価している。日本がかかる努力への参加を強化する方法を見つけることを期待している。  
(平成19年11月2日、談話)

➤**ブラウン首相**  
日本のこれまでの取組を評価するとともに、継続に対する期待が表明され、英国としては、引き続き緊密に協力していきたい旨発言。  
(平成19年10月18日、福田総理との電話会談)



米国

➤**ブッシュ大統領**  
これまでの日本による国際社会のテロとの闘いに対する支援への謝意と補給活動の再開への期待を表明。  
(平成19年11月18日、福田総理との会談)

➤**ゲイツ国防長官**  
テロとの闘いにおけるこれまでの日本の貢献に対する感謝を表するとともに、インド洋における補給支援活動の早期再開に向けた日本政府の努力について高い評価を表明。  
(平成19年11月8日、福田総理表敬時のやりとり)



国際連合

➤**潘基文国連事務総長**  
アフガニスタン及び周辺地域の持続的な平和、そしてテロのない世界の実現は、アフガニスタンにおける活動の成功にかかっていることを再び強調する。アフガニスタンに関する活動に従事している全ての政府が現在のコミットメントを継続することを強く望む。  
(平成19年11月6日、事務総長談話)



# 補給支援活動特措法案\*の概要

\* テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案

## 目的

テロ対策海上阻止活動への補給支援により、国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取組に引き続き寄与し、我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資する

※ 国連安保理決議1776は、我が国のテロ対策特措法に基づく活動による貢献に対する評価を表明。また、同決議1368、1373等を受けて、国際社会は国際的なテロリズムの防止・根絶のための取組を継続し、その一環として、9.11テロ攻撃による脅威の除去に努めることにより国連憲章の目的達成に寄与する活動を実施。前記決議1776は、同活動の継続の必要性を強調。

## 基本原則

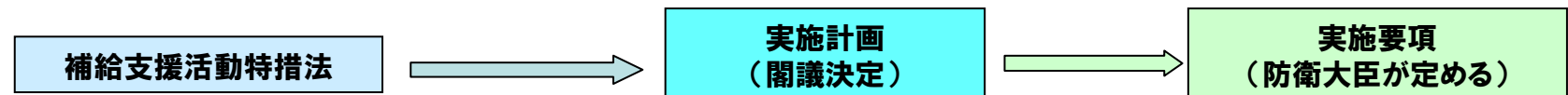
- 武力による威嚇又は武力の行使を禁止
- いわゆる非戦闘地域要件を満たすインド洋及びその上空並びにインド洋沿岸国領域等で活動
- 外国での活動は、当該外国の同意がある場合に限る

## 実施する活動

補給支援活動（テロ対策海上阻止活動の円滑・効果的な実施に資するため、自衛隊がテロ対策海上阻止活動に係る任務に従事する艦船に対して実施する給油又は給水に係る活動）

- (1) 防衛大臣が実施要項を定め、総理の承認を得て、自衛隊の部隊等に実施を命令
- (2) 法律・実施計画の要件を満たさなくなった場合等における活動の中断・一時休止等を規定

## 実施計画



- (1) 基本方針、実施区域の指定に関する事項等を定める
- (2) 派遣される自衛隊の部隊等の規模、構成、装備、派遣期間を定める

## 国会報告

- 実施計画の決定又は変更があったときは、その内容
- 活動が終了したときは、その結果

## 期限

施行から1年を経過した日に失効。ただし、1年以内の期間を定めて延長可能

(注) 本法案においては、以上のとおり、①活動の種類及び内容を補給のみに限定 ②派遣先の外国の範囲を含む実施区域の範囲についても法定する結果、本法案が国会審議を経て可決・成立すれば、その活動の実施に当たり重ねて国会承認を求めるまでの必要はないと考えられるため、国会承認に係る規定は置かれていない。